

長浜市介護職就職応援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の介護・福祉人材の安定的な確保に向け、介護・福祉以外の業種を離職した者が、市内の福祉事業所へ介護職員等として就職した場合に、予算の範囲内で長浜市介護職就職応援給付金（以下「給付金」という。）を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 福祉事業所 老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく事業を実施する事業所又は施設（児童福祉法に基づくものにあつては、障害児通所支援事業を実施する事業所又は施設に限る。）
- (2) 介護職員等 福祉事業所に勤務し、高齢者等の家庭を訪問して生活援助、身体介護を行う者又は事業所若しくは施設において利用者に対する入浴、排せつ、食事等の介助又は就労の支援の業務に従事する者

(交付対象者)

第3条 給付金の交付の対象となる者（次条において「対象者」という。）は、給付金の交付申請時において、本市に住所を有する者であつて、納期限が到来している市税、介護保険料、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に未納がないもののうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内の福祉事業所に介護職員等として直接雇用された者であること。
- (2) 福祉事業所ではない前勤務先において3か月以上勤務していたこと。
- (3) 前勤務先を離職した日から起算して1年以内に就職していること。
- (4) 市内の福祉事業所に介護職員等として週20時間以上勤務していること。
- (5) 給付金の交付申請時において、同一福祉事業所に3か月以上継続して勤務し、かつ、引き続き勤務する意思を有していること。この場合において、勤務先の福祉事業所から当該福祉事業所を運営する者が運営する市内の別の福祉事業所への勤務地変更については、同一福祉事業所に継続して勤務しているものとみなす。
- (6) 過去に長浜市潜在介護人材再就職支援事業補助金交付要綱（平成30年長浜市告示第122号）、長浜市高齢者介護職就職支援事業補助金交付要綱（令和4年長浜市告示150号）又は長浜市潜在介護専門人材再就職支援事業補助金交付要綱（令和4年長浜市告示151号）による補助金の交付を受けていないこと。

(給付金額)

第4条 給付金の額は、対象者1人当たり10万円とする。ただし、交付は、1人につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、長浜市介護職就職応援給付金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、申請者が就職した日の3か月後の日から当該申請者が就職した日の1年後の日が属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 在職証明書
- (2) 前勤務先が福祉事業所ではないことを確認できるもの
- (3) 前勤務先の離職日が確認できるもの

2 規則第14条に規定する実績報告は、前項の申請書及び添付書類の提出をもってなされたものとみなす。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、長浜市介護職就職応援給付金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 規則第15条に規定する給付金の額の確定は、前項の交付決定通知書による通知をもってなされたものとみなす。

(交付請求)

第7条 前条の規定による交付の決定を受けた者は、当該交付決定を受けた日から30日以内に長浜市介護職就職応援給付金交付請求書（様式第3号）により市長に給付金を請求するものとする。

(給付金の交付決定の取消し及び不当利得の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金を受けた者に対し、第6条第1項の規定による交付決定を取り消し、交付した給付金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(告示の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則（令和5年4月1日告示第128号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定（同項にただし書を加える部分を除く。）は、令和7年3月31日から施行する。